

報道関係者各位

令和6年5月30日(木)

【照会先】

山口労働局労働基準部健康安全課

課長 梅本賢治

安全専門官 犬山重明

電話(083)995-0373

全国安全週間を7月に実施します

山口労働局(局長 ともずみこういちろう 友住弘一郎)では、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的とした「全国安全週間」を実施します。

この期間中に、山口労働局では、熱中症予防対策を重点的に取り組むことを内容とした「熱中症予防キャンペーン」や、安全衛生表彰式及び関係団体等に対する労働災害防止に係る要請など、労働災害防止に係る様々な取組を展開します。

1 全国安全週間(別添1)

令和5年の山口労働局管内の労働災害による休業4日以上¹の死傷者数は、6年ぶりに前年を下回りましたが、引き続き、第14次労働災害防止計画の目標達成に向け、労使一丸となって取組が求められます。

このため、令和6年度の全国安全週間を以下のスローガンの下で実施します。

「危険に気付くあなたが目

そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」

特に、昨年、令和元年以来となる熱中症による死亡災害が、3名発生していることから、熱中症予防対策の取組を強化します。

2 労働災害防止に係る要請(別添2)

全国安全週間の実施に合わせ、関係12団体に対して全国安全週間(準備期間を含む)における労働災害防止の一層の取組について要請を行います。

外国人労働者問題啓発月間に合わせ、外国人技能実習生を受け入れている県内実習実施者等に労働災害防止について要請を行います。

3 熱中症予防キャンペーン(別添3、4)

夏本番に向けた熱中症予防対策の徹底に係る要請の他に、熱中症予防に向けた周知啓発活動及び熱中症予防対策セミナーを実施します。

4 安全衛生表彰式

厚生労働省及び山口労働局では、安全衛生成績が極めて高い水準に達し他の模範と認められる優良事業場又は企業、長年にわたり労働安全衛生に尽くし安全衛生水準の向上発展に多大の貢献をした功労者等に対して表彰を行っています。今年度の受賞者に対して次のとおり表彰式を執り行います。

(1) 開催日時：令和6年7月1日(月) 14:00～

(2) 開催場所：山口地方合同庁舎2号館 5階共用会議室
(山口市中河原町6-16)

(添付資料)

別添1 全国安全週間実施要綱

別添2 全国安全週間の実施及び熱中症予防対策の徹底について(要請文)

別添3 熱中症キャンペーン実施概要

別添4 熱中症予防対策セミナーを開催します

全国安全週間に係る山口労働局長のメッセージを山口労働局ホームページに追って掲載する予定です。

令和6年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で97回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和5年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年同期よりも増加しており、過去20年で最多となった令和4年を上回る見込みで、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、死亡災害については墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次2年目となる令和6年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和6年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

危険に気付くあなたの目　そして摘み取る危険の芽　みんなで築く職場の安全

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主 唱 者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協 賛 者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協 力 者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実 施 者

各事業場

7 主 唱 者、協 賛 者 の 実 施 事 項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

- (1) 安全衛生活動の推進
 - ① 安全衛生管理体制の確立
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
 - ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - ③ 自主的な安全衛生活動の促進

- ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- イ 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ④ リスクアセスメントの実施
 - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- ⑤ その他の取組
 - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施
- (2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策
 - ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
 - ウ 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
 - オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底
 - ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
 - イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
 - ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - オ トラックの逸走防止措置の実施
 - カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
 - ③ 建設業における労働災害防止対策
 - ア 一般的事項
 - (ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - (イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
 - (ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - (オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - (キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - イ 改正「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施

ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

④ 製造業における労働災害防止対策

ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

⑤ 林業の労働災害防止対策

ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進

イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化

エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進

オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨

カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

② 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施

イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

③ 交通労働災害防止対策

ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

ア 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施

イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施

ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮

⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮

イ その他請負人等が上記10(1)～10(3)④に掲げる事項を円滑に実施する

ための配慮

山口労発基 0517 第 1 号
令和 6 年 5 月 17 日

関係団体の長 殿

山口労働局長

令和 6 年度全国安全週間の実施及び熱中症予防対策の徹底について

労働行政の運営につきましては、日頃より特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

山口労働局では、労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現のため、第 14 次労働災害防止計画の目標達成に向け、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発や、労働者の作業行動に起因する労働災害、高齢労働者等の労働災害及び業種別の労働災害防止対策を推進しているところで

す。

さて、厚生労働省では、今年度も全国安全週間を中央労働災害防止協会と共同で主唱し、「令和 6 年度全国安全週間実施要綱（別紙 1）」に基づき、令和 6 年 7 月 1 日から 7 月 7 日までを安全週間、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間として、

「危険に気付くあなたが目 そして摘み取る危険の芽
みんなで築く職場の安全」

をスローガンとし、企業をはじめ関係各界での安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、全国一斉に実施いたします。本週間において、各業界における労働災害防止に向けた機運の一層の醸成や職場における安全意識のさらなる浸透を図るべく、傘下の事業場に対する周知等につき、格段のご協力を賜りますようお願いいたします。

また、山口県では、令和 2 年から令和 4 年までの間、職場における熱中症による死亡者は発生していませんでしたが、令和 5 年においては、3 人の死亡者が建設業、警備業及び農業において発生し、大変憂慮すべき状況となっています。

これから夏本番に向け、熱中症による労働災害の増加が懸念されることから、あらためて、傘下の事業場等に対して、一層の熱中症予防対策の徹底について、リーフレット（別紙 2）を活用するなどにより周知いただきますようお願いいたします。

令和 6 年度熱中症防止キャンペーン実施概要

第 1 弾（令和 6 年 5 月から 7 月まで）

- 全国安全週間の実施に合わせ、労働基準協会及び労働災害防止団体等に対して全国安全週間（準備期間を含む）における労働災害防止の一層の取組及び夏本番に向けた熱中症予防対策の徹底について要請を行う。
- 県内労働基準監督署において、熱中症予防対策の集団指導及び要請を行う。

第 2 弾（令和 6 年 6 月 3 日）

- 労働局、山口市消防本部（学生消防団）で熱中症予防の周知啓発を実施する。労働局長、同局職員が新山口駅で塩飴等を配布し、熱中症予防の周知啓発を行う。
- 山口消防本部職員は応急手当等の啓発を行う。

第 3 弾（令和 6 年 6 月 24 日）

- 熱中症予防対策セミナーの開催。
場所 KDDI 維新ホール 201 会議室 BC
内容 熱中症のメカニズムと予防対策
（山口産業保健総合支援センター）
熱中症対策取り組みの紹介（大塚製薬株式会社）
熱中症にかかる応急対応（山口市消防本部）

第 4 弾（令和 6 年 8 月を予定）

- 残暑による熱中症予防対策の周知啓発を行う。

熱中症予防対策セミナー を開催します

参加無料
定員80名

山口県において、昨年1年間で、職場における熱中症による死亡災害が全国の約1割を占める3件発生しました。このため、熱中症予防対策の専門家を講師に招き、令和6年度全国安全週間の準備期間中に、熱中症リスク、熱中症の応急処置、職場で行うべき予防策等を内容としたセミナーを開催いたします。

日時 令和6年6月24日（月）14：00～16：00

- 第1部 熱中症のメカニズムと予防対策
山口産業保健総合支援センター 保健師 岸野朝子氏
- 第2部 熱中症対策取り組みの紹介
大塚製薬株式会社 ニュートラシューティカルズ事業部
中国支店 山口出張所 所長 古川保教氏
- 第3部 熱中症に係る応急対策
山口市消防本部救急課 主幹 田中傑也氏

場所 KDDI維新ホール201会議室BC
(山口市小郡令和1-1-1)

- ◆お申し込み方法 QRコードから申込みをお願いします。
または、以下のメールアドレスに
お名前、連絡先、参加人数を記載の
上、申込みをお願いします。



kenkouanzenka-yamaguchikyoku@mhlw.go.jp

- ◆お問い合わせ先 山口労働局健康安全課 ☎ 083-995-0373
セミナーは席に限りがございます。
参加を希望される方はお早めに申込をお願いします。

主催 山口労働局、山口労働基準監督署、山口産業保健総合支援センター
後援 山口県、山口県労働基準協会、建設業労働災害防止協会山口県支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会山口支部
林業・木材製造業労働災害防止協会山口県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会山口県支部、山口県警備業協会



厚生労働省山口労働局